

館山市地域おこし協力隊（食のまちづくり推進業務）募集要領

館山市は、東京の中心部から 100 km圏と、東京都心に近い立地条件にありながら、温暖な気候と輝く海、緑豊かな自然に囲まれ、新鮮な海産物や多彩な農産物、戦国大名里見氏ゆかりの史跡や寺社仏閣、首都東京防衛の歴史を物語る戦争遺跡、さらには温泉や海の魅力を活かしたスポーツ観光等、多種多様な資源を有しています。

現在館山市では、これら資源の中でも特に「食」の豊かさを活かし、「食のまちづくり」による地域産業の活性化を進めています。

そこで、行政の枠組みを越えた地域全体での発展を目指し、新たな視点や斬新なアイデア、専門的な能力を有する地域外からの新たな担い手として、食のまちづくりの推進に係る諸活動に積極的に取り組んでいただける、意欲ある地域おこし協力隊員を募集します。

1. 募集人数

地域おこし協力隊（食のまちづくり推進業務）隊員 1名

2. 用語の定義

この要領において用いる用語の意味は、以下のとおりとします。

- (1) インターン生 館山市地域おこし協力隊（食のまちづくり推進業務）インターン実施要領の3に規定するインターン生
- (2) 本隊員 館山市地域おこし協力隊（食のまちづくり推進業務）事業実施要綱第2条に規定する地域おこし協力隊の隊員
- (3) 隊員 上記（1）及び（2）

3. 隊員の活動

隊員は、地域おこし協力隊として、食のまちづくりの推進に関し、次に掲げる活動を行うものとします。ただし、活動の方向性等については、館山市と隊員が協議のうえ、決定します。

- (1) 食のまちづくり拠点施設の開業準備支援
- (2) 食のまちづくり拠点施設と生産者・事業者等との連携調整・関係強化支援
- (3) 食のブランド化推進
- (4) 農水産物の地域内外流通に関する調査・研究、システム構築検討
- (5) 食のまちづくり推進に関する情報発信・PR
- (6) その他、地域振興に係る活動で、特に市長が必要と認めたもの

4. 募集条件

以下（1）～（9）のすべてに該当する方

- (1) 心身共に健康で、誠実に業務を行うことができる方
- (2) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、半島等の地域に該当しない市区町村）に在住し、本隊員として採用された場合、館山市に生活拠点を移し、住民票を異動できる方

- (3) 隊員活動終了後、館山市に定住する意思のある方
- (4) 普通自動車運転免許を所持している方（オートマチック限定免許可、任用開始日までに取得見込み可）
- (5) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）ができる方
- (6) インターネットやSNSを活用した情報発信ができる方
- (7) 市職員や地域住民・事業者・関連団体等と積極的に関わり、意欲的に関係を築こうと努力できる方
- (8) 館山市の食のまちづくり推進のための課題分析・企画立案・情報発信・連携調整・新規事業開拓等を自ら考え、提案し、実践・行動できる方
- (9) 地方公務員法（昭和25年法律第86号）第16条の欠格条項に該当しない方

5. 任用形態

館山市地域おこし協力隊（食のまちづくり推進業務）の隊員として、館山市長が委嘱します。

なお、隊員は館山市の委嘱を受け、守秘義務に関する契約等を締結したうえで諸活動を行い、その活動の対価として、報償費の支払いを受けるものとし、隊員と館山市との間に雇用契約は存在しないものとします。

6. 任期

本隊員としての活動前にインターン生の期間を設けるものとし、各区分における任期は以下のとおりとします。

ただし、隊員本人から解嘱の申出があった場合や市が隊員にふさわしくないと判断した場合は、任期中であっても委嘱を取り消す場合があります。

(1) インターン生

インターン生としての委嘱日から2週間以上3か月以内で、委嘱予定者と協議のうえ、決定します。

(2) 本隊員

インターン生委嘱期間終了後で、本隊員としての委嘱日から令和5年3月31日までとし、委嘱開始日は委嘱予定者と協議のうえ、決定します。

なお、年度単位で更新し、最長で3年間（36か月間）継続可能とします。その際には、毎年度面接により成果等を検証し、継続更新についての判断を行うものとします。

7. 活動拠点及び活動地域

活動拠点は館山市役所経済観光部食のまちづくり推進課（館山市北条1145-1）内とし、活動地域は市内全域とします。

8. 活動時間・活動日数・休暇等

- (1) 活動時間は、原則として1日7時間45分とします。
- (2) 活動日数は、原則として1か月20日間とします。

- (3) 休暇日は、館山市と協議のうえ、決定します。
- (4) 年末年始や年次休暇など、別に定める休暇の原因に対しては、報償の支給対象休暇とすることができます。
- (5) その他、活動日時、休暇等の詳細は、都度、館山市と協議のうえ、決定するものとします。

9. 報償費等

(1) インターン生

報償費 1活動日あたり 12,000円

その他旅費・宿泊費・活動費等の支給はありません。

毎月月末締めで、活動月の翌月21日までに支給します。

(2) 本隊員

報償費 月額 233,000円

諸手当・賞与等の支給はありません。

毎月、活動月の翌月21日までに支給します。

なお、所定の活動時間を下回った場合は、その分の報償を減額することがあります。

10. 待遇・福利厚生

- (1) 隊員と館山市とは雇用契約を結ばないため、健康保険・国民年金等は自己負担となります。
- (2) 宿泊場所や住居等をご本人にご用意いただきます。
ただし、本隊員については月額5万円を上限に、生活支援としての住居費を予算の範囲内で市が補助します。
- (3) 引っ越しにかかる費用や生活に必要な費用（水道光熱費、食費、生活備品購入費等）などは自己負担となります。
- (4) 本隊員については、活動費として、活動に関連する諸経費（車両借上料、傷害保険料、出張旅費、研修負担金等）を予算の範囲内で市が補助します。
- (5) 活動に支障が無い範囲においては、兼業・副業、その他の個人事業等を行うことを妨げません。

11. 応募手続き

(1) 応募方法

次の提出書類を下記応募先まで、郵送又は持参してください。

提出された応募書類は返却しません。

- ① 館山市地域おこし協力隊（食のまちづくり推進業務）応募用紙（別紙様式）：
必要事項記載
- ② 履歴書：書式は任意、写真（6か月以内撮影・上半身・無帽・正面）貼付必須
- ③ 住民票

(2) 応募受付期限

令和4年6月3日（金）午後5時必着

(3) 選考

- ① 第1次選考：応募書類を審査のうえ、文書で結果を通知します。
- ② 第2次選考：第1次選考合格者を対象に、実際の活動地域等を見学・体験していただく2泊3日の「おためし地域おこし協力隊」を実施し、その参加状況等により選考を行います。（6月中下旬を予定。日程は第1次選考合格者を対象に調整します。）詳細は、第1次選考結果通知の際にお知らせします。最終結果は文書又はメールで通知します。

※「おためし地域おこし協力隊」参加にかかる費用の一部は市が負担します。ただし、その他の応募にかかる費用（書類郵送代、交通費等）は応募者の負担となります。

12. その他注意事項

- (1) 住民票の異動は、必ず本隊員委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると、採用取り消しとなる場合があります。
- (2) 選考において、適当と思われる応募者がいなかった場合は、募集人数に係わらず、本募集期間における「採用者無し」とすることがあります。また、その場合は、再度の募集を行う場合があります。予めご了承ください。

【応募・問合せ先】

館山市 経済観光部 食のまちづくり推進課
〒294-8601

千葉県館山市北条 1145-1

TEL 0470-29-5385

FAX 0470-23-3115

Eメール shokumachi@city.tateyama.chiba.jp